平成３０年（フ）第４７号
静岡県富士市長通９番地の15
債務者　末永　飛鳥
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第４９号
静岡県富士宮市野中町391番地
債務者　佐野　国枝
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第３１６号
京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字堂垣内55番地１
債務者　久保　和代
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３３２号
京都府宇治市槇島町本屋敷51番地の１　グリーンタウン槇島306棟506号
債務者　ＬＩＵ　ＧＵＡＮＧＨＵＩ　劉　光輝
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５２号
鳥取県鳥取市徳吉272番地１　Ｒ15―20号
債務者　浜田　純子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３００号
広島市安佐北区三入南１丁目11番25―105号
債務者　岩崎　実
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８１号
宮崎市清武町木原57番地51　シティパークマンション407号、前住所宮崎市生目台東３丁目19番地１　県営住宅４棟19号
債務者　吉岡　悦子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１２号
沖縄県国頭郡金武町字伊芸219番地１
債務者　山里　孝也
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成３０年（フ）第１３号
沖縄県国頭郡金武町字伊芸219番地１
債務者　山里　智鶴
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成３０年（フ）第４９号
福井市堅達町24―１　山翠苑、住民票上の住所福井市宝永１丁目12番29号　大乗院
債務者　大谷　徳宗
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５５号
福井市北四ツ居３丁目４番６号　太陽マンション21号
債務者　南部　濱治
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７２号
福井市文京７丁目15番23号　セジュールＭＴＡ棟101号
債務者　中橋　正春
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
長野県千曲市大字桜堂359番地１　コートハウス202
債務者　竹内　賢
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第１７号
兵庫県たつの市新宮町船渡36番地２　市営船渡住宅１棟102号
債務者　佐々木茂明
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第２１号
山口県岩国市元町４丁目５番14号　102号
債務者　尼崎　章
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第２２号
山口県岩国市川下町１丁目９番35号
債務者　鶴田　勝巳
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第２４号
山口県柳井市新庄1536番地１　市営住宅55号
債務者　斎田　和成
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
山口地方裁判所岩国支部